

発災から住まいの再建まで

From Immediate Disaster Aftermath to Home Rebuilding



災害で住まいを失った世帯には、
災害の規模など状況に応じて市
町村が窓口となり応急仮設住宅
が提供される。民間賃貸住宅を
借り上げて被災者に提供する
「借上型応急仮設住宅」は、比較
的早い時期に入居できる。被災
後に建設する「建設型応急仮設
住宅」は、入居まで一定の期間
を要する。入居期間は原則とし
て2年以内だが、復興の状況等
で延長される場合がある。

種類	対象	内容
応急仮設住宅	借上型応急仮設住宅	アパート等、既存の民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に提供する応急仮設住宅。既存物件に入居するため、被災後、早い時期に入居できる。
	建設型応急仮設住宅	被災後に仮設住宅を建設して提供するもの。入居まで一定の期間が必要だが、同じ町内会の人は近くに住まわせるなど、被災前のコミュニティーへの配慮も可能（入居割振りは各市町村による）
住宅の応急修理	自宅が半壊し、自らの資力では応急修理できない方、または大規模半壊の被害を受けた方	自宅を修理して生活を継続する場合、基準額を上限として応急修理の支援を受けることができる。応急仮設住宅に入居しない場合が対象。
災害公営住宅	災害により住まいを失った方（所得要件等がある）	住まいを失った住民のため、地方自治体が整備する公営住宅。恒久的な住宅であり建設に相当な期間を要する。